

2023年度放課後等デイサービスオリーブ昭苑事業報告

1.月毎の契約者数、稼働率、月額報酬、年間報酬額

月	契約者(名)	稼働率 (%)	月額報酬 (未収を含む)	利用者負担	総収入額 (未収を含む)
2月	8人	30.7%	596,801円	16,466円	613,267円
3月	8人	43.5%	812,132円	20,579円	832,711円
計			1,408,933円	37,045円	1,445,978円

2024年3月末契約者内訳:

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
酒々井小	2	1	1	1			5
大室台小			1				1
印旛特支		1					1
桜が丘特支				1			1
計							8

2.職員配置

職種	正職員	パート	備考
管理者	(1)	-	児童発達支援管理責任者が兼務
児童発達支援管理責任者	1	-	
児童指導員	2	-	
心理指導担当職員	1	-	
機能訓練担当職員	-	-	2024年途中採用予定
昭苑学童クラブ連携職員	1		
計	5	0	

3.地域の特別支援学校、支援級との連携

特別支援学校2校、小学校(支援級)2校の児童が在籍、送迎を実施している学校は3校(酒々井小学校・大室台小学校・印旛特別支援学校)である。事業開始前に各学校の特別支援コーディネーターと、利用希望児童の状況と家庭環境についての情報共有を行った。こども園からの卒園生については就学移行支援として引継ぎを行った。

特別支援学校(印旛特支・桜が丘特支)に児童指導員を派遣し、利用児童の学校での様子の把握に努めた。

4.昭苑学童クラブとの連携

昭苑学童クラブからは2名の利用希望があり、スタッフ間で情報の引継ぎを行った。また児童発達支援管理責任者が、学童クラブの行事に参加し「気になる児童」の状況把握に努めた。

5.こども発達支援相談事業所ぶどうの木昭苑との連携

放課後等デイサービスを利用する児童4名の情報を共有し、相談支援の視点による家庭環境や他サービス利用の把握に努めた。

6.こども発達支援事業所エールとの連携

卒園生3名の受け入れと、児童発達支援事業における個別支援計画・モニタリングに基づいた引継ぎを実施。また児童指導員によるエールの支援現場見学を行い、当該児童の現状を把握し、スムーズな移行支援が行えるよう配慮した。

7.その他

一部利用者(2名)が放課後学童クラブと園庭を共有し活動するなど、徐々に交流の場を持ちながらインクルーシブ教育の実践と推進に努めていく。

＜以下、運営規程、重要事項説明書より抜粋＞

（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 名称 放課後等デイサービス オリーブ昭苑
- （２） 所在地 印旛郡酒々井町東酒々井一丁目1-361番地

（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１） 営業日 月曜日から土曜日までとする。
日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （２） 営業時間 月～金（平日） 午前10時から午後7時まで
土曜日 午前8時30分から午後5時30分
長期休業期間 午前8時30分から午後5時30分
- （３） サービス

提供日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- （４） サービス提供時間
月～金（平日） 午後2時30分から午後5時30分まで（3時間）
土曜日 午前10時から午後4時まで（6時間）
長期休業期間 午前10時から午後4時まで（6時間）
- （５） 送迎（サービス提供時間の前後1時間30分を予定）
月～金（平日） 受入 午後1時30分から午後2時30分
お返し 午後5時30分から午後6時30分
土曜日 受入 午前9時から午前10時
お返し 午後4時から午後5時
長期休業中 受入 午前9時から午前10時
お返し 午後4時から午後5時

（利用定員）

事業所の利用定員は1日10人とする。

（放課後等デイサービスを提供する主たる対象者）

事業所において放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （１） 小学校特別支援学級、特別支援学校等に通学する児童、生徒

※サービス利用にあたっては、事前に受給者証の申請を在住市町村の担当福祉課等にす
る。また、申請にあたり医師の診断書が必要。詳細については在住地域の障害児通所支
援の担当課に問い合わせしてもらう。

例：酒々井町	町役場健康福祉課(障害福祉担当)
成田市	市役所福祉部障がい者福祉課
佐倉市	市役所障害福祉課(自立支援班)
富里市	市役所健康福祉部福祉課(障害福祉班)
八街市	市役所障がい福祉課
印西市	市役所福祉部障がい福祉課給付係

(放課後等テ`イサーヒ`スの基本的役割)

○子と`もの最善の利益の保障

放課後等テ`イサーヒ`ス オリーブ昭苑は、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び`大学を除く。以下同じ。`。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

放課後等テ`イサーヒ`ス オリーブ昭苑は、支援を必要とする障害のある子と`もに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通し`て、個々の子と`もの状況に応じ`た発達支援を行うことにより、子と`もの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

○共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等テ`イサーヒ`スの提供に当たっては、子と`もの地域社会への参加・包容(インクルーシ`ョン)を進めるため、他の子と`もも含めた集団の中で`の育ちをて`きるた`け保障する視点か`求められるもので`あり、放課後等テ`イサーヒ`ス オリーブ昭苑においては、放課後児童クラブ`や児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきハ`ックアップ`する「後方支援」としての位置つ`けも踏まえつつ、必要に応じ`て放課後児童クラブ(昭苑学童クラブ`等)との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことか`求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子と`もに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開も予定する。

○保護者支援

放課後等テ`イサーヒ`スは、保護者か`障害のある子と`もを育てることを社会的に支援する側面もあるか`、より具体的には、

- 1 子育ての悩み等に対する相談を行うこと
- 2 家庭内で`の養育等についてヘ`アレント・トレーニング`等活用しなか`ら子と`もの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
- 3 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

により、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもにも向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

(放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動)

1 基本的姿勢

放課後等デイサービスの提供に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たる。

放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子とともであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画(以下、個別支援計画と記載する)に沿って発達支援を行う。放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通して、子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることか必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心か育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることかできるように支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力か育つことを期待して支援する。基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込む。

また、日常的な子どもとの関わりを通して、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める。

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることか求められる。

また、不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく。

2 基本活動

基本的姿勢を踏まえ、厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」及び子ども一人ひとりの「個別支援計画」に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせる支援を行う。

ア 自立支援と日常生活の充実のための活動

子と「もの」の発達に応じ「必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子と「もの」もか「意欲的に関わられるような遊び」を通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子と「もの」もか「通う学校で」行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有して「できるように学校との連携を図りながら」支援を行う。

イ 創作活動

創作活動では、表現す

る喜び「を体験して」できるようにする。日頃から「できるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。特にオリーブ昭苑は近隣に自然に恵まれた散歩道があるため、1日30分から1時間程度のウォーキングを療育の一環として実施する。

ウ 地域交流の機会の提供

障害か「あるか」ゆえに子と「もの」の社会生活や経験の範囲か「制限されてしまわないように、子と「もの」の社会経験の幅を広げ」ていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

エ 余暇の提供

子と「もの」もか「望む遊び」や自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んで「いくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で」行えるように工夫する。

(4)適切な放課後等サービスを提供するために必要な組織運営管理指針

放課後等サービス事業所か「適切な支援を安定的に提供することにより、障害のある子と「もの」の健全な育成に貢献するとともに、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、適切な組織運営管理に努める。

1 適切な支援の提供と支援の質の向上

○ 事業所の運営方針や、放課後等サービス計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、そのPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で「構成される一連のプロセス(PDCAサイクル)を、設置者・管理者、児童発達支援管理責任者、従業員の積極的な関与のもとで」繰り返し、事業所が「一体となって」不断に支援の質の向上を図る。

- 適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには 様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の習得意欲を喚起する。

- 子と 〴もの発達支援には、保護者や学校をはじめとする様々な関係者が 〴関与 しており、それらの関係者と密に連携し、情報を共有することにより、子どもに対する理解を深めるとともに、支援の輪の中において放課後等テ 〴イサービス事業所に期待される役割を適切に認識する。こうした適切な支援を提供し、支援の質を高めていく。

2 説明責任の履行と、透明性の高い事業運営

- 子どもや保護者の満足感、安心感を高めるためには、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子と 〴もや保護者に対する丁寧な説明を 〴常に心か 〴け、子と 〴もや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る。

- 子と 〴もか 〴健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいか 〴必要であり、そうした観点からは放課後等テ 〴イサービス事業所か 〴地域社会からの信頼を得ることか 〴重要であるが、そのためには地域社会に対して事業に関する情報発信を積極的に行う等、地域に開かれた事業運営を心か 〴ける。

3 様々なリスクへの備えと法令遵守

- 子どもや保護者か 〴安心して放課後等テ 〴イサービス事業所の支援を受け続けられるようにするためには、事業を運営する中で 〴想定される様々なリスク、 〴例えば、子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の蔓延等に対する、訓練や対応マニュアルの策定、関係機関・団体との連携等により、日頃 から十分に備える。

- 子どもの虐待の未然防止や個人情報保護を徹底する等、関係法令を確実に 〴遵守し、子どもの権利擁護の観点や、子と 〴もや保護者を継続的に支援していく。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員)＜児童発達支援管理責任者兼務＞

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行う。また、従業者に対し、基準に定める放課後等デイサービスの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(専任かつ常勤)＜管理者兼務＞ 児童発達支援管理責任者は、厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」並びにアセスメント及び支援内容の検討結果、及び同ガイドラインに定める5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその

達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。個別支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員 1人以上(常勤職員または非常勤職員)

個別支援計画に基づき、障がい児及び障がい児の保護者に対し適切な指導等を行う。

(4) 児童指導員加配又は専門的支援職員1人以上(常勤職員又は非常勤職員)＜公認心理師＞

個別支援計画に基づき、障がい児及び障がい児の保護者に対し、より専門的な機能訓練等及び適切な指導等を行う。

(5) 事務職員 1人(昭苑こども園事務員が兼務)

放課後等デイサービスに必要な事務を行う。

＜職員の勤務時間＞

日時	勤務時間	休憩	実労働時間	備考
月～金(平日)	10:00-19:00	60分	8時間/1日	週休1日
土曜日	8:30-17:30	60分	8時間/1日	土曜日を含み週5日
長期休業期間	8:30-17:30	60分	8時間/1日	

＜サービス提供時間＞

日時	送迎(受入)	療育時間帯	送迎(お返し)	療育時間
月～金(平日)	13:30-14:30	14:30-17:30	17:30-18:30	3時間
土曜日	9:00-10:00	10:00-16:00	16:00-17:00	6時間
長期休業期間	9:00-10:00	10:00-16:00	16:00-17:00	6時間

【平日のスケジュール表】

時間	内容	備考
10:00-10:30	職員出勤→朝礼	
10:30-11:00	清掃、教材準備、環境整備	
11:00-12:00	ケース会議	
12:00-13:00	職員休憩	
13:00-13:30	ケース会議	
13:30-14:30	児童送迎、順次受け入れ、健康チェック	
14:30-17:15	療育・発達支援(野外活動又は室内活動)	
17:15-17:30	帰りの会	
17:30-18:30	お返し送迎。延長支援(自由時間)	
18:30-19:00	終礼	
19:00	職員退勤	

【土曜日のスケジュール表】

時間	内容	備考
8:30	職員出勤→朝礼(ケース会議)	
9:00-10:00	受入送迎 延長支援(自由時間)	
10:00-11:30	朝の会→午前の活動	
11:30-12:30	昼食及び休憩	
12:30-15:00	午後の活動	
15:00-15:30	おやつ	
15:30-16:00	帰宅準備→お帰りの会	

16:00-17:00	お返し送迎	
17:00-17:30	終礼(ケース会議)	
17:30	職員退勤	

【長期休業中のスケジュール表】

時間	内容	備考
8:30	職員出勤→朝礼(ケース会議)	
9:00-10:00	受入送迎	
10:00-11:30	朝の会→午前の活動	
11:30-12:30	昼食及び休憩	
12:30-15:00	午後の活動	
15:00-15:30	おやつ	
15:30-16:00	帰宅準備→お帰りの会	
16:00-17:00	お返し送迎	
17:00-17:30	終礼(ケース会議)	
17:30	職員退勤	

【年間スケジュール(予定)】

月	主な内容	備考
4月	お花見散歩、動植物園、航空博物館見学	-4/5 春休み期間
5月	バードウォッチング、子どもの日	
6月	紫陽花ロードドライブ	
7月	水遊び、社会科見学	7/20～8/31夏休み期間
8月	水遊び、スイカ割り大会	
9月	敬老の日(地域交流)	
10月	ハロウィン、調理実習	
11月	収穫感謝祭(芋煮会)	

12月	クリスマスパーティ	12/25-1/8冬休み期間
1月	お餅つき体験	12/29から1/3完休
2月	節分まめまき	
3月	ひなまつり	3/25-春休み期間

毎月の行事:お誕生会、避難訓練、保護者グループ相談会、保護者個別相談会

以 上